

## 大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部

### 競争的研究費等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程

制 定：2009年12月10日

最近改定：2021年 9月27日

#### (目的)

第 1 条 この規程は、大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的研究費等」という。）の取扱いに関して、適正な運営・管理について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 本学の競争的研究費等の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2. 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長を充てる。
3. 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
4. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する者とし、事務局長を充てる。
5. コンプライアンス推進責任者は競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、取扱い部門の部門長を充てる。

#### (法令等の遵守)

第 3 条 交付決定を受けた競争的研究費等の執行にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

#### (相談窓口等の設置)

第 4 条 本学における競争的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について学内外からの相談を受け付ける窓口については取扱い部門が担当する。

#### (不正防止計画の策定及び実施)

第 5 条 不正防止計画を策定し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、状況を体系的に整理し、評価する。

2. 不正防止計画の推進部署を学務事務部門内に置く。

#### (意識向上)

第 6 条 研究者個人の発意で提案され、採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則と、そ

の精神を研究者に浸透させる。

2. 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を行い、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。

(納品検収確認業務の実施)

- 第 7 条 本学における納品検収業務については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく。
2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針については、最高管理責任者が適宜決定する。

(通報窓口の設置)

- 第 8 条 学内外からの通報（告発）窓口担当者を取扱い部門内におく。
2. 不正に係る情報は、窓口担当者から不正防止計画の推進部署である学務事務部門の部門長へ、更に統括管理責任者を経て最高管理責任者に適切・迅速に伝達する。
  3. 不正に係る情報の取扱いは、「公益通報者保護法（平成16年法律122号）」に基づく。

(モニタリング及び監査)

- 第 9 条 競争的研究費等の適正な管理を行うため、監事及び公認会計士と連携しながら公的研究費等に係る内部監査担当がモニタリング及び監査を行う。

(補足)

- 第 10 条 競争的研究費に関しての手続きは、別に定める「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 科学研究費補助金の取扱いに関する規程」を準用する。

(情報の公開)

- 第 11 条 競争的研究費等の管理運営についてのガイドラインを公開するものとし、学校法人大阪音楽大学ホームページに掲載する。

(改定)

- 第 12 条 この規程の改定は、研究委員会の発議に基づき大阪音楽大学教授会及び大阪音楽大学短期大学部教授会の審議を経て、学長が統括し、理事長が行う。

附 則

この規程は、2009年12月10日から施行し、2009年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、2013年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2017年9月28日）

この規程は、2017年9月28日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2021年9月27日）

この規程は、2021年9月27日から施行する。